

区障がい者基幹相談支援センター事業委託法人募集に関するQ&A

番号	質問項目	質問	回答
1	募集要項 P5 計画相談支援 等の契約者数 の上限	コーディネーター換算しない 計画相談支援等の専従職員を 配置する場合の計算につい て、今までは常勤換算人数の 合計数に70を乗じた数であっ たが、今回80を乗じた数に変 更された理由は。	相談支援事業所への指導・助言、人 材育成等を行う上で、今までよりも 計画相談支援を積極的に行うことが 望ましいため、契約者数の増を見込 んで80に変更しております。
2	募集要項 P5 計画相談支援 等の契約者数 の上限	同一利用者との間で計画相談 支援と地域移行支援の複数契 約を結んでいる場合、契約者 数は1か2か。	サービスが異なる場合はそれぞれ計 上するため、質問の例では2になり ます。
3	募集要項 P5 計画相談支援 等の契約者数 の上限	同じ個所でコーディネーター に換算しない計画相談支援等 の専従職員を配置する場合 に、当該職員が相談支援専門 員ではなく、相談支援員だっ た場合の契約者数の換算方法 は。	計画相談支援の専従職員は相談支援 専門員を想定しているため、相談支 援員の場合は2分の1を乗じた数と します。
4	募集要項 P5 8. 関係機関と の連携した地 域づくりの取 組	少なくとも1回以上実施しな ければならない各種ネット ワークは、区基幹相談支援セ ンターが主催したものを指す のか。	区の基幹相談支援センターが主催し たものでなくても構いませんが、事 務局を担うなど主体的に関わって いただくようお願いします。
5	複数事業所と の協定締結に よる協働体制 の取扱い	①委託されなかった場合、ど のような対応になるのか。 ②委託更新された場合、再度 協定を締結する必要はある か。 ③委託されなかった場合と委 託更新された場合の存続期間 はどうのようになるのか。	①機能強化の協定は法人単位で締結 しているため、受託者が替わった場 合は、改めて協定を結び直す必要が あります。 ②必要ありません。 ③基幹相談支援センターとの協定期 間は3年間ですが、受託者が替わっ た場合も通算するものです。
6	募集要項 P4 (3) コーディ ネーター配置 数	コーディネーターの配置数に ついて、地域連携・地域活動 及び地域に対する広報活動、 その他新たな取り組み等、 【様式6】の提案書類に記載 する提案内容に応じて、配置 数を増員する等の措置を検討 をしてもらえるのか。それと も示してある配置数で実現可 能な提案とすべきか。	コーディネーターの配置定数は、各 担当地域の推計障がい数と過去の相 談実績を考慮した上で設定してお り、提案内容によって変わるもの ではありません。 ただし、受託者の創意工夫により、 配置定数を超えて配置することは可 能なので、そのような提案はしてい ただいて構いません。